

広報

東峰

4

APR/2009/Vol. 49 E-mail: kikaku@vill.toho.fukuoka.jp URL: <http://www1.vill.toho.fukuoka.jp>

TOHO

●岩屋神社のゲンカイツツジ



福岡県東峰村
毎月1日発行



おらが村の ニュース&トピックス

イベント情報

たくさんの応募ありがとうございました

■第2回ひたひこ写真コンテスト入賞作品決定

日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会（北九州市・田川市・日田市・香春町・添田町・川崎町・東峰村）では、JR日田彦山線（城野～夜明）および沿線地域の活性化に向け、昨年度より自然あふれる日田彦山線沿線の魅力を効果的にPRし、さらなる沿線自治体の活性化につなげるため「ひたひこ写真コンテスト」を開催しており、この度第2回目のコンテストを実施しました。

173作品（70名）の応募があり、先日12名の審査委員による審査会を実施した結果、22の入賞作品が決まりました。今回の入賞作品の特徴はゆっくりのんびりした風景の中を走る列車や沿線の生活の様子が中心になっています。この中には、昨年4月に九州鉄道記念館開館5周年記念列車として日田彦山線を走ったブルートレインを美しく捉えた写真も入選しています。

入賞作品の中には、大字宝珠山栗木野の井上知美さんが撮影した作品「ブルートレイン寝台特急あかつき」が「ひたひこ賞」を受賞されました。おめでとうございます。（井上さんとグランプリの作品はフォトギャラリーに掲載しています。また、入賞作品全てがホームページでもご覧になれますので覗いてみてください。日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会ホームページ <http://www.hitahiko.jp/>）

入選した22作品のうち7作品も東峰村で撮影されたものがあり、沿線でも恰好の写真スポットではないかと思われま。

このコンテストは今年度も開催される予定ですので、村民の皆さんも応募されてみてはいかがでしょうか。

お蔭様で開業10周年

■道の駅10周年記念イベント開催



3月20日・21日に道の駅小石原において開業10周年を記念してイベントが行われました。両日とも天候に恵まれ、通常の週末より多くの来場者で賑わいました。

期間中にお買い物または食事をされた方（先着2,500名様）に小石原焼の湯飲みがプレゼントされました。

プレゼントの中身が気になったのか早速お店の外で箱をあける方もいらっしゃいました。



東峰村の自然を車窓から満喫！

■ゆふいんの森号がやって来た！

3月18日（水）JR日田彦山線「歓遊舎ひこさん駅」の開業1周年を記念して、「ゆふいんの森号」で同線を旅するツアーが行われました。ゆふいんの森号はJR久大線を走る特急ですが「ゆっくりのんびりひたひこ号」として日田彦山線を初めて走りました。今回、JR筑前岩屋駅から大行司駅間で列車のスピードを落として運転し、乗客の皆様にも東峰村の田園風景を車窓から楽しんでもらう企画が行われました。

また、普段通らない列車が通るということで、多くの鉄道マニアが来村され、めがね橋付近にはカメラを構えた方々が列車が通るのを今か今かと待ちました。



◆第6回 東峰村山開き

恒例イベントとなりました、東峰村の山開きを行います。JR筑前岩屋駅で受付を済ませた後、マイクロバスで登山口まで送迎いたします。その後は自由登山です。送迎バスは午後3時30分で運行を終了いたしますので、午後3時頃までに登山口まで下山してください。

- 開催日 4月29日（祝） ■集合 JR筑前岩屋駅
 - 受付 8:00～11:00 ■参加費 500円（送迎バス運行経費、傷害保険料）
 - コース 浅間山コース（約2時間）、岳滅鬼山コース（約4時間）※休憩なしで
 - 送迎バス運行 受付後送迎バスをピストン運行します。
 - おススメ情報 浅間山谷コースの見事な滝、尾根コースのアカガシの大木、シャガの群生地、シャクナゲやミツバツツジの花、山頂からの展望などがおススメです。
 - お問い合わせ先 東峰村役場企画振興課（電話：0946-74-2311）
 - 詳しくは、東峰村HPをご覧ください。
 - コース紹介は、東峰村レクリエーション協会HP東峰村の山をご覧ください。
- ※参加者には、東峰村トレッキングマップを差し上げます。登山は自由登山です。
※送迎バスの運行は、登山口までの送りは、11:00まで。帰りは登山口13:00から15:30です。



◆春の民陶むら祭

5月3日～5日の3日間、春の民陶むら祭が開催されます。イベント会場の小石原焼伝統産業会館では期間中、マグカップ・七寸皿の絵付、飛び鉋制作の無料体験（ただし先着順）や、おにぎり付き小石原焼小皿の販売などが催されます。

初日には館内の茶室で表千家流 白川宗郁社中による茶席が設けられます。（有料）

また、いつものように村内の各窯元でも通常価格の二割引で陶器が販売される他、季節の農林産物も直売されます。



◆岩屋まつり

5月3日・4日の2日間、岩屋神社境内において岩屋まつりが開催されます。恒例のあばれ神輿・子ども神輿、護摩供養などの神事の他、天狗のゲタ飛ばしも行われます。両日とも山村広場では、出店やステージイベントが催され、今回は、まつりの締めくくりに餅撒きも行われます。

会場まではJR筑前岩屋駅から無料の送迎バスも運行されます。皆様のご来場をお待ちしています。



第4回 東峰村文化協会発表会

公 民 館

【参加団体】(出演順)
<ul style="list-style-type: none"> ・淡窓伝光霊流小石原分会(詩吟) ・筑前会(舞踊) ・宝珠山こども太鼓「わらべ座」(和太鼓) ・本條秀歌会(三味線) ・宝珠山伝承山伏太鼓・神楽保存会、戸山流居合道 ・パネルシアター(ブラックシアター) ・宝珠山女声合唱団(合唱) ・バンド「セーラームーン」、「0946」(バンド演奏) ・淡窓伝光霊流宝珠山分会(詩吟) ・筑前太鼓会「よかとぎ太鼓」(太鼓) ・藤間会(舞踊) ・日舞(藤間流) ・小石原夜神楽(神楽) ・筑前こめつき唄保存会
【会場展示ほか】(順不同)
<ul style="list-style-type: none"> ・小石原焼陶器協同組合 ・こしはら句会 ・小石原書道教室 ・高齢者大学(絵てがみ、水墨画、木工作品) ・裏千家茶道教室(お呈茶)

3月8日(日)いずみ館において第4回東峰村文化協会発表会が開催されました。それぞれのサークルが日頃の練習の成果を十分に発揮され、展示では俳句や小石原焼、書道、高齢者教室の作品などが発表されました。また、今回は新たに中学・高校生バンドも加わり、演奏を披露しました。中廊下では小学生、若い方による茶道のお点前が行われ会場に訪れていたたくさんの方がお抹茶を楽しみました。現在、文化協会は16団体が登録しています。皆さんも会員になって3月の発表会で披露してみませんか。



ひ ろ ば

東峰 Jr. みらい塾 ~ 昔あそび&閉講式 ~



3月7日(土)に東峰 Jr. みらい塾で昔あそびと閉講式を行いました。今回の昔あそびは「けん玉とめんこ」を使い4班に別れて対決しました。

けん玉は一発勝ち抜き勝負などをして競いました。最初はお皿に乗せるのも苦労していましたが、コツをつかむと「大皿、中皿、小皿」と次から次へと玉を移動させ上手に玉を回し「見て!見て!」と次々にけん玉の技を嬉しそうに披露してくれました。

めんこは子ども達も力いっぱい地面に叩きつけていたが思うようにひっくり返らず、必死になって頑張りました。

それでも子ども達は楽しそうにみんなで競って遊んでました。

最後に閉講式で、1年間いろいろな体験にチャレンジしてがんばったみんなに修了証が渡されました。今回で平成20年度の活動は終わりですが、来年度も「東峰 Jr. みらい塾」では様々な体験活動を行なっていきます。ぜひみなさん参加してください!



▲最初はなかなか出来なかったけれど... ▲少し練習したらコツをつかんでいました ▲めんこの方が難しかったかな?

モデル自治公民館実践発表会&昭和のフィルム上映会



3月5日(木)いずみ館において、東峰村モデル自治公民館実践発表会と昭和のフィルム上映会が開催されました。今年度のモデル自治公民館は、栗松自治公民館、小石原中央自治公民館でした。各地区の代表の方に地区での1年間の取り組みの計画から反省までを、スクリーンに映しながら分かりやすく発表していただきました。

各公民館の発表終了後には、昭和20年~50年代初期の風景、宝珠山炭鉱の様子や、小石原運動会の様子などを記録した貴重なフィルムを上映しました。大きなスクリーンに知り合いの方や自分たちの地区

が映し出される度に、会場内には当時を懐かしむ声飛び交っていました。

公民館では、今後もこのような貴重なフィルムが劣化してしまわないように、デジタル化を進めていきたいと考えています。皆さんのご家庭にも、眠っている昔のフィルム等がございましたら公民館までご一報いただきたいと思ひます。



▲栗松自治公民館の発表(伊藤幸春さん) ▲小石原中央自治公民館の発表(太田隆光さん) ▲懐かしい映像(宝珠山運動会の様子)

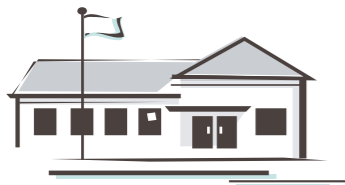


第7回フレンドシップ スタッフ募集



- 資格: 18歳以上(高校生を除く)で青少年育成活動に興味がある人
- 定員: 2名
- 参加費用: 5,000円
- 締め切り: 5月1日(金) 17:15まで
- 本研修: 8月18日(火)~22日(土)
- 事前研修: 7月12日(日)、8月1日(土)
- スタッフ研修: 5回程度
- 保護者説明会: 8月10日(月)

*上記研修等には必ず出席ください
5月19日・20日のいずれかで必ず面接を受けていただきます。
申し込みを希望される方は、東峰村教育委員会(小石原庁舎)、宝珠山公民館にお問い合わせください。



村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311
小石原庁舎 74-2311

農林建設課 ◆標準小作料について

東峰村農業委員会では、農地法第23条の規定に基づき次のとおり標準小作料の改訂を決定し、同条第3項の規定により平成21年3月10日付けで公示しました。
改訂された標準小作料は、平成21年3月10日から適用されます。

農地の区分	小作料の標準額 (10a当り 円)	備 考		
		当該区分の主要作物		適用地域の範囲
		作物名	平均収量 kg (10a当り)	
田の部 全 域	12,000	水 稻	420	全 域
畑の部 全 域	4,000	普通野菜	—	全 域

◎標準小作料とは
農業委員会では、地域の小作水準の目安として「標準小作料」を定めています。
つまり、農地の賃貸借等の小作契約をする場合は、貸主と借主の話し合いで小作料の額を決めるわけですが、その際、この標準小作料に比較して適正と認められる額で定めるようしてください。

お問い合わせは
東峰村農業委員会（農林建設課内 電話：72-2311）まで

住民福祉課 ◆平成21年4月から液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機が家電リサイクル法の対象になります

資源の有効活用をめざして、平成13年より家電4品目のリサイクルが行なわれています。これまで対象となっていた品目は、

- エアコン
- ブラウン管式テレビ
- 洗濯機（二槽式、全自動、洗濯乾燥機）
- 冷蔵庫・冷凍庫

でしたが、廃家電品の適正な処理や資源の有効利用を一層促進するため、

- 液晶式・プラズマ式テレビ
- 衣類乾燥機

が平成21年4月から追加されます。
今後、粗大ごみとして収集することができませんので、ご注意ください。



【対象外のもの】
携帯可能な液晶テレビ（電池を使用するもの）、カーナビ、テレビ機能付き携帯電話、浴室・キッチンテレビ（家の壁などに組み込むことができるもの）、パソコン用液晶モニター・チューナーの無い液晶（プラズマ）モニター、衣類乾燥機能の付いた布団乾燥機・換気扇・除湿機・ハンガー

お問い合わせは
東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 環境衛生係（電話：74-2311）まで

介護保険広域連合 ◆福岡県介護保健広域連合からのお知らせ

介護保険で訪問介護などのサービスを利用されている方を対象に、ケアプランに組み込まれたサービスが、真に利用者の自立支援に結びつくものとなっているかどうかを確認するため、「みまもり調査員」がご自宅などを訪問し、聞き取り調査を行います。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

- ・平成21年4月1日から開始します。
- ・「みまもり調査員」は、調査員証を携帯しています。
- ・保険料の受け取り等、金銭の取り扱いは一切行いません。
- ・印鑑や預金通帳などの保管場所等をお尋ねすることはありません。
- ・利用者の普段の様子をありのまま確認するため、訪問日などの事前連絡は行いません。



お問い合わせは
福岡県介護保険広域連合 朝倉支部（筑前町めくばー健康福祉館内）電話：22-8021 まで

住民福祉課 ◆東峰村男女共同参画推進協議会委員を公募します

男女共同参画社会づくりに、村民の皆さんの幅広いご意見を反映させるため「男女共同参画推進協議会」委員を公募します。

- 【応募資格】村内在住の満20歳以上の方（平成21年4月1日現在）
- 【募集人数】2名（応募者多数の場合は選考となります。）
- 【募集期間】平成21年4月3日（金）から4月17日（金）
- 【任 期】平成21年4月から1年間
- 【応募方法】住民福祉課・総合窓口にある所定の応募用紙に必要事項を記入し、ご応募ください。
- 【そ の 他】委員は費用弁償があります。

お問い合わせは
東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 男女参画推進係（電話：74-2311）まで

企画振興課 ◆大行司駅周辺整備事業について

村では、平成20年度事業として、駅の改修及び周辺の整備を下記のとおり行っています。工事期間中、周辺住民並びに駅利用者の皆様には、大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご協力の程よろしく申し上げます。



- 大行司駅周辺整備工事**
- ・工 期：3月9日（月）～
5月29日（金）
 - ・請負業者：建秀産業
 - ・工事内容：駐車場整備（10台）、
道路アスファルト舗装、
張り芝など

お問い合わせは
東峰村役場小石原庁舎 企画振興課（電話：74-2311）まで

住民福祉課 ◆後期高齢者医療保険料について

【保険料の納付】

保険料は原則として**年金天引き(特別徴収)**ですが、年金の額等によっては、**納付書や口座振替**で納めていただきます。

また、年金天引きの対象となる方も、[※]**口座振替へ変更**することができます。手続きの方法などについては**住民福祉課医療保健係**までお問合せください。

※ 年金天引きが中止されるまでに2ヶ月ほど時間がかかります。

※ 口座からの振替不能が一定期間続く場合は、年金天引きに変更させていただくことがあります。

【保険料の軽減】

一定の基準以下の世帯所得の少ない方、長寿(後期高齢者)医療制度加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。

◆ 均等割の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(注1)の合計額
9割軽減	5,093	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ、【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
7割軽減	15,280	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	25,467	【33万円(基礎控除額) + 24.5万円×被保険者(世帯主を除く)数】以下
2割軽減	40,748	【33万円(基礎控除額) + 35万円×被保険者数】以下

※ 平成20年度の7割軽減については、国の見直し方針に基づき、8.5割に拡大したものです。したがって、平成21年度は、仮に前年中の所得状況と変動がない場合であっても、9割軽減となる方と7割軽減となる方がおられます。

注1: 軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

◆ 所得割の軽減

公的年金収入額が211万円までの方など、平成20年中の総所得金額等が91万円以下の方は、平成20年度と同様、所得割額が50%軽減されます。

◆ 長寿(後期高齢者)医療制度加入日の前日に被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。
国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

長寿(後期高齢者)医療制度加入日から**2年間**は保険料「**所得割**」の負担はなく、平成21年度は「**均等割(年額50,935円)**」が**9割軽減**されます。

平成20年度は10月から保険料をお支払い(年額2,540円)していただいていたましたが、平成21年度は4月からのお支払いとなるため、年額5,090円のお支払額となります。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 後期高齢者医療係(電話:74-2311)まで

農林建設課 ◆農地所有者の方は御注意ください!!(農地の無断転用の未然防止について)
農地を転用する場合には、農地法に基づく適正な手続きをお願いします。
農地を無断で転用すると、場合によっては、刑事告発の対象となります。

農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外のものにされると元に戻すことは極めて難しいことから、農地の転用は、計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。

我が国の食料自給力を高めるとともに、次の世代の食料安全保障のためにも、みんなで優良な農地を守っていきましょう。

農地を転用する場合には、農地法に基づく都道府県知事(4haを超える場合は農林水産大臣)の許可が必要ですが、この許可を受けないで行われる無断転用が後を絶ちません。

皆さんの周りでもこのような無断転用がおこっていませんか?

- ・資材置場にしたり
- ・産廃の捨て場にしたり
- ・農業用施設を建てたり
- ・青空駐車場にしたり
- ・建設残土の捨て場にしたり 等

農業者をはじめ、開発などに携わる人は農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努める必要があります。

無断転用したり、許可どおりに転用しなかったら・・・

無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反していることになり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります(農地法第83条の2)。

また、懲役や罰金という罰則の適用もあります(農地法第92条)。

その他、農地の売買や貸し借り等についても、農地法等の許可が必要であり、無断で行うことはできません。農地に関する各種許可申請書は、毎月25日までに農業委員会へ御提出ください。

(25日が土、日、祝日の場合は、その前日が締切日となります。)

※詳しくは、東峰村農業委員会(TEL.0946-72-2311)へお問い合わせください。

全国的に、下記のような事例が多く見られ、農林水産省から注意喚起の通知がありましたので、農地所有者の方は十分御注意いただき、適正な手続きをお願いします。

農地転用許可を受けないで農地を掘削して砂利を採取し産業廃棄物の混入の可能性がある建設残土で埋め戻すといった悪質な違反転用の未然防止等について

- (1) 農地を掘削して砂利を採取したり、建設残土や産業廃棄物を投棄する等により農地を農地以外のものにする場合は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受ける必要があります。
- (2) 農地所有者は、土木事業等を行う事業者から「農地改良」と称して砂利の採取や建設残土の投入等の話を持ちかけられた場合は、直ちに当該事業者と工事又は農地に係る賃借の契約を行うことを避け、まずは農業委員会に農地法上の取扱いについて相談を行う等慎重に対応してください。
- (3) (2)のような場合において、農地所有者が事業者の持ちかけに応じ、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けないで、①事業者と共に農地を農地以外のものにする行為に及んでいると認められるとき②事実上その農地を事業者に引き渡しているとき認められ、かつ、その事業者が農地を農地以外のものにする行為に及んでいるときには、農地所有者も農地法の規定に違反していることとなり、同法第83条の2の規定に基づく原状回復命令、場合によっては刑事告発の対象となります。
- (4) 農地所有者が、近隣の農地において、(3)の事案に該当することが疑われるものを発見したときは、所管の農業委員会に連絡することにより農業委員会による事案の把握に協力してください。

お問い合わせは

東峰村農業委員会(農林建設課内 電話:72-2311)まで